

公立高校における妊娠を理由とした退学等に係る調査結果について

平成30年8月26日

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課



文部科学省

公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知)①

(平成30年3月29日付け29初児生第1791号児童生徒課長、健康教育・食育課長連名通知)

1 背景

- ✓ 平成28年6月、京都府立高校において妊娠中の女子生徒に対し、学校側が休学を勧め、卒業するためには体育の実技が必要だと説明した事案が発生。
- ✓ 同年12月、子どもの貧困対策推進議員連盟(会長:田村憲久議員)より、松野文部科学大臣(当時)へ「子どもの貧困対策に関する要望書」(※)を手交。 (※)「子どもの貧困対策に関する要望書」(抄)
11. 若年妊娠者の高校中退 将来の非正規雇用リスクを減らす様、徹底した調査と通達で「妊娠退学」をゼロにしていくこと

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項等を踏まえ、各学校において妊娠した生徒に対し適切な対応を行うこと。

(1) 妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方

- 生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行わべきものであること。
- 生徒に学業継続の意思がある場合は、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わないという対応も十分考えられること。
- 当該生徒の希望に応じ、当該学校で学業を継続することのほか、学業の継続を前提として、転学等を支援することも考えられること。
- 妊娠した生徒が退学を申し出た場合には、当該生徒や保護者の意思を十分確認することが大切であるとともに、退学以外に転学等学業を継続するための様々な方策があり得ることについて必要な情報提供を行うこと。